

神戸市スポーツ振興促進事業等助成金交付要綱

令和4年4月1日
文化スポーツ局長決定

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、競技団体の自主的な活動を支援し、もって神戸市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする事業を行う団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 事業として神戸市内競技団体を取りまとめ、活動支援及び助成を行い、神戸市のスポーツ振興に寄与する団体。

2 当要綱に基づいて助成金を受けようとする団体は、スポーツ庁が求めるガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明及び公表を、当該団体のホームページ又は独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する、スポーツガバナンスウェブサイト等で公表していることとする。

(対象事業)

第3条 本助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 競技団体等助成事業（神戸市レクリエーション協会助成含む）
- (2) 競技団体競技力向上事業
- (3) 神戸市民体育大会・神戸市総合スポーツ大会等
- (4) スポーツイベント誘致・支援事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(対象経費)

第4条 前条に定める事業に係る、助成金、委託料、報酬、事業で必要となる消耗品費、広報費、その他市長が認める費用

2 前条に定める事業に係る人件費及び事務所借上に要する経費

3 第1項に定める費用については、当該費用間で流用を認めるものとする。

4 第2項に定める経費については、流用を認めない。

(助成金の額)

第5条 神戸市が対象団体に交付する額は、予算で定める額の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 助成対象経費明細書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、助成金交付のための資格要件、助成対象事業及び経費、助成金の上限額等に関して審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき助成金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第4号)により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 前項の審査の結果、不適当と認めるときは、補助金規則第6条第3項に基づき、助成金を交付しない旨の決定を不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の請求・交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、速やかに請求書(様式第6号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(事業の実施)

第9条 助成事業者は、第3条に定める事業の実施にあたっては、当該年度内に完了しなければならない。

(事業の変更・中止)

第10条 助成事業者は、助成対象事業を変更または中止しようとするときは、予算の範囲内とし、事業変更(中止)届出書(様式第7号)を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の事業変更（中止）届出書の提出があったときは、変更後の申請内容に基づき審査を行い、承認する場合は当初の交付決定を有効とし、当該提出資料を添付するものとする。なお、助成事業者が変更前の交付決定に基づき、変更後の交付決定日以前に既に実施した事業にかかる経費については、助成の対象とする。
- 3 市長は前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。
- 4 市長は、同条2項の内容を承認しない場合は、当初の事業計画書を有効とし事業の継続を求めるものとする。

（交付決定の取り消し）

- 第11条 市長は、助成事業者が補助金規則第19条第1項各号の一に該当するときのほか、本要綱の規定に従って事業を行っていないと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前条4項により市長が承認せず、かつ、当初の事業計画の実施が困難であり事業の継続ができない場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業完了報告等）

- 第12条 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき、助成対象事業の完了後、次の各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 事業完了報告書（様式第8号）
 - (2) 事業完了報告明細書（様式第9号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき、市の会計年度の終了後、前項各号に定める書類により当該時点での事業の実施状況を速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 その他市長が必要と認めた事項について助成事業者に説明を求めることができる。

（助成金の額の確定）

- 第13条 市長は、前条の規定による事業完了報告書が提出されたときは、助成対象事業の完了内容を審査し、適当と認めるときは、補助金規則第16条に基づき助成金の額を確定するとともに、助成金確定通知書（様式第10号）により、助成事業者に対し速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、助成事業者に対し前項の審査に必要な報告を求めることができる。

（助成金の支払い）

- 第14条 市長は、交付決定後に補助事業者からの請求に基づいて全額支払うことができる。

(助成金の精算)

第15条 13条により確定した助成金の額が,当初交付している助成金の額を下回る場合,その差額を神戸市に返還を命ずるものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は,第11条に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において,当該取消しに係る部分に関し,既に助成金が交付されているときは,補助金規則第20条第1項に基づき,期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(経理処理)

第17条 助成事業者は, 所要の帳簿書類を備え, 助成事業に係る経理を助成事業者の他の経理と明確に区別しなければならない。

2 助成事業者は, 前項の帳簿及び当該助成事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか, 助成金の交付に関し, 必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は, 令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

交 付 申 請 書

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所
団 体 名
代 表 者 名

下記助成金の交付について、申請します。

記

助成事業等の名称		
目的及び内容		
助成事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
助成金の額	円	
算出の基礎		
添付書類	・ 事業計画書 ・ 助成対象経費明細書	

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

対象事業	執行額
上記事業に係る第4条第2項に定める経費	

様式第3号 (第6条関係)

助成対象経費明細書

対象事業	申請金額	団体執行予定金額 (左記申請金額含む)	内訳	支出先	執行予定額 細目

様式第4号（第7条関係）

交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（助成事業者等名）

様

神戸市長

年 月 日付 第 号にて交付申請のあった 年度助成金については、
「神戸市スポーツ振興促進事業等助成金交付要綱」に基づき、下記のとおり交付する。

記

1 助成金額 金 円

支払時期	金額
	金 円

- この助成金は、 年度助成金交付申請書に掲げる事業以外の目的に使用してはならない。
- 事業終了後は、速やかに事業完了報告書及び事業完了報告明細書を提出すること。
- 事業未執行等のため助成金額に剰余が生じたとき、又は事業以外の目的に助成金を使用したときは、助成金額の全部又は一部を返還させることがある。
- 上記のほか、「神戸市スポーツ振興促進事業等助成金交付要綱」による。

様式第5号（第7条関係）

助成金等不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（助成事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 助成申請事業等の名称

2 不交付とした理由

様式第6号（第8条関係）

請 求 書

請 求 金 額	円
助成事業等の名称	

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長宛

住 所
団 体 名
代 表 者 名

- ・債権者登録番号：
- ・振込先口座

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義	

（注）口座名義は、助成事業者等と同一の名義であること。

様式第7号（第10条関係）

事業変更（中止）届出書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり変更（中止）したいので、承認願いたく申請します。

記

助成事業等の名称	
変更(中止)の理由	
変更(中止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

様式第8号（第12条関係）

事業完了報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日 付で交付申請を行った助成金について、対象の事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

助成事業等の名称		
助成事業等の期間	着手年月日	
	完了年月日	
助成金の額	交付金額	
	執行金額	
添付書類	・ 事業完了報告明細書（様式9-1） ・ 事業完了報告明細書（様式9-2）	

様式第9-1号(第12条関係)

事業完了報告明細書

対象事業	執行額
上記事業に係る第4条第2項に定める経費	

様式第9-2号(第12条関係)

事業完了報告明細書

対象事業	申請金額	助成金 執行金額	団体の執行金額 (左記助成金執行金額含む)	内訳	支出先	執行額細目

様式第10号（第13条関係）

助成金額等確定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（助成事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、助成金等の額を確定したので通知します。

記

助成事業等の名称	
助成金等の確定額	円
特記事項	